

令和4年度第68回関東高等学校ハンドボール選手権大会
新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（改訂版）

1. はじめに

関東高等学校体育連盟ハンドボール専門部では標記大会を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を目的として、以下のガイドラインを定め、それに基づいた実施および運営を行います。

2. 全般的な事項

- ① 大会に参加する全ての者（選手・役員・トレーナー・大会関係者等会場内に入る者）は、競技中の選手・審判以外はマスク（不織布が望ましい）の着用をすること
- ② 全ての大会参加者（出場チームおよび大会関係者を言う、以下同じ）は、大会期間中および大会参加前2週間以内から大会終了後2週間以内までの期間において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、神奈川県高体連ハンドボール専門部に対して速やかに報告し、指示に従うこと
- ③ チームとは出場登録選手、監督、コーチおよび引率者だけでなく、日頃の活動を同一とする出場登録選手以外の部員、マネージャーおよびチーム関係者（トレーナー等）も含む
- ④ 大会関係者とは、役員、審判員、補助員、関東ハンドボール協会、神奈川県ハンドボール協会、報道機関等、会場入場を許可された全ての者（大会関係者に出場チームは含まない）
- ⑤ チーム内に1名以上の新型コロナウイルス感染症対策責任者（引率責任者、監督やコーチ等でも可）を置き、関東高体連専門部、保健所、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと
- ⑥ **観客については、保護者、登録外部員、学校関係者など最大20名とする。（ベンチ外登録選手を含めると24名）**

3. 大会参加時の申合せ事項

- ① 試合の引率責任者は、顧問または学校長が認めた者に限る
- ② 引率者を含めて、参加者が以下の事項に該当する場合には、参加校の責任において当該者の参加を見合わせる事

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 体調がよくない場合（平熱を超える発熱、咳・咽頭痛、強いだるさ・息苦しさ、嗅覚・味覚症状の異常、体が重く感じる、疲れやすいなどの症状がある場合） |
| (イ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった場合 |
| (ウ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 |
| (エ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった場合 |

- ③ 引率責任者を含む、参加者全員（選手、マネージャー、控え選手、観戦者を含む）は「令和4年度 第68回関東高等学校ハンドボール選手権大会加承諾書」内の「健康管理チェックシー

ト」に基づいて健康状態を確認し、別紙1を引率責任者に提出すること

- ④ 提出された別紙1は所属校で30日以上保管すること
- ⑤ 参加チームは試合会場に来場する役員、選手、控え選手、マネージャー、保護者（観戦者）など、参加者全員を載せた「来場者名簿」（別紙2）を作成し、引率責任者が受付時に提出すること
- ⑥ ウォーミングアップ時や試合中以外はマスク（不織布が望ましい）を着用すること（※試合中でもベンチの役員・選手はマスクを着用する）
- ⑦ 身体接触を伴う競技特性を理解し、ハーフタイムや競技終了後に洗顔、うがい、手洗い、手指消毒をするなど、感染防止に努めること
- ⑧ コート脇、観客席での応援は発声せずに拍手のみで行うこと（会場内での大声での会話も控える）
- ⑨ 試合終了後はミーティングや反省会を行わず、速やかに会場から退出すること（他チームの応援や他チームの試合を録画するために早めに来場することや会場に残ること等も禁止）
- ⑩ ゴミは全て持ち帰ること
- ⑪ 試合終了後2週間以内に来場者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、各チームの新型コロナウイルス感染症対策責任者は速やかに大会副委員長 江成（県立希望ヶ丘高等学校 電話 045-391-0061）まで報告する
- ⑫ 手指消毒用の備品などは各チームも用意すること

4. 感染者、濃厚接触者または感染疑い者となった場合の対応（出場チームおよび大会関係者の参加判断基準）

- ① 感染者の参加は認めない
- ② 濃厚接触者の参加は認めない
- ③ 感染疑い者（体調不調者）の参加は認めない
- ④ 感染疑い者は、体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で2日以上経過し、かつPCR検査または抗原定量検査（以下「PCR等検査」という）で陰性判定された場合、または医師により感染者である可能性が低いと診断された場合において参加可能とする
- ⑤ 接触者（要観察者）はPCR等検査で陰性判定された場合、または医師により感染者である可能性が低いと診断された場合において参加可能とする
- ⑥ PCR等検査の判定結果の猶予期間は、（競技日程の違いによる不公平を避けるため）大会参加日の第1試合の試合開始時間までとする
- ⑦ 大会関係者においては、大会期間中における感染者、濃厚接触者または感染疑いの者は参加を認めない

5. 感染者、濃厚接触者、感染疑い者、接触者（要観察者）の定義

（ア）感染者

- ・ PCR検査（LAMP法、TMA法も含む。※以下同じ）、抗原定量検査または抗原定性検査で陽性と判定された者
- ・ 感染者の発生日とは症状が出始めた日とし発症日が不明な場合は陽性と判定され検体採取日とする

(イ)濃厚接触者

- ・濃厚接触者は所轄保健所または各所属長の判断による

(参考)新型コロナウイルスに関する一般向けQ & A (厚生労働省)における濃厚接触者の定義では、「感染が確認された方と近距離で接触あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方」とされており、距離の近さと時間の長さを重要な判断要素として、「必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1 m程度以内)で15分以上接触があった場合には濃厚接触者と考えられる。」とされている。

- ・濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする。(複数日の場合には大会に最も近い日)

(ウ)感染疑い者

- ・発熱(37.5℃以上)や風邪症状(咳、のどの痛み)、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など体調記録(別紙1)におけるチェック項目該当者または会場内の医師(看護師)により体調不調を認められた者を感染疑い者とする。ただし、体調記録(別紙1)におけるチェック項目該当者であっても、次の①②に該当するものは除く

- ① 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
- ② 全チェック項目のうち「同居家族や身近な知人で感染が疑われる方」のみの該当者であり、かつ感染が疑われる同居家族や身近な知人が以下のa～cの場合
 - a PCR等検査により陰性と判定された場合
 - b 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
 - c 症状発症(発症日は含めない)の2日前から10日後までの期間に感染が疑われる同居家族や身近な知人と接触していない場合

- ・感染疑い者の発生日とは、体調記録(別紙1)のチェック項目に該当があった日または医師(看護師)により体調不調を認められた日とする(複数日の場合には大会に最も近い日)。

(エ)接触者(要観察者)

- ・感染者と濃厚接触者の陰性判定前および経過観察期間(14日間)中に、当該濃厚接触者にマスクなしで接触したものなど、(イ)、(ウ)以外に感染が疑われる者

6. 参加者の中に感染が判明した場合の対応

- ① 会場にいる間に発熱などの症状を訴える者を確認した場合は、保護者に連絡し、帰宅させる。
- ② 試合終了後に参加者の感染が判明した場合
 - (ア)感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う
 - (イ)当該チームの引率責任者は速やかに主催者(専門部)に報告する(競技委員長で構わない)
 - (ウ)専門部は、感染者が参加した試合当日に会場内にいたすべての学校と役員などに連絡する
 - (エ)危機管理マニュアルに従って速やかに事故報告書を作成し、高体連事務局に報告する
- ③ 本ガイドラインを違反したり試合前後の感染者・濃厚接触者などの報告を怠ったりした場合には、該当するチームの次大会への出場について専門部で審議を行う

以上